

東北地方で“初”となる特定都市河川指定に向けた流域の自治体等への意見聴取が開始されましたのでお知らせします

鳴瀬川水系吉田川等および高城川水系高城川等の特定都市河川指定に向けた流域自治体等への意見聴取が開始

令和3年11月1日施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、鳴瀬川水系吉田川等および高城川水系高城川等の特定都市河川指定に向けた関係者※への事前の意見聴取が開始されましたのでお知らせします。

※ 吉田川、高城川等の流域をその区域に含む市町村の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

○国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取り組みを全国へ展開する事としています。

○吉田川・高城川流域では、流域関係者で構成する「吉田川流域治水部会」において流域治水の推進、特定都市河川の指定について議論して参りました。

※吉田川流域治水部会のこれまでの会議資料は下記リンク先をご参照ください

<https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/project/index.html>

○この度、鳴瀬川水系吉田川等の26河川および高城川水系高城川等の10河川の計36河川の流域をその区域に含む市町村の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者あてに特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続きが開始されましたのでお知らせします。
※詳細については、別添資料をご参照下さい。

(添付資料)

別添1 鳴瀬川水系吉田川等の特定都市河川指定に向けて流域の自治体等への意見聴取を実施します
別添2 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践 特定都市河川浸水被害対策法の適用

<発表記者会>

石巻記者クラブ、古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先

【事務局】

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

住所：宮城県石巻市蛇田字新下沼80

電話：0225-95-0194（代表）



副所長（企画）

石井 貴範

（内線205）

流域治水課長

諸橋 拓実

（内線351）

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和5年5月26日
水管理・国土保全局 治水課
水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官

なるせがわ よしだがわ
鳴瀬川水系吉田川等の特定都市河川指定に向けて
流域の自治体等への意見聴取を実施します

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、鳴瀬川水系吉田川等の特定都市河川指定に向けた関係者※への事前の意見聴取を実施します。

※鳴瀬川水系吉田川等の流域をその区域に含む宮城県および県内の10市町村の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を全国に展開することとしています。
- このたび、国土交通大臣から法第3条第8項の規定に基づき、一級河川鳴瀬川水系吉田川等の計26河川の流域をその区域に含む宮城県及び県内の10市町村の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者あてに特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。
- なお、同日付で宮城県が管理する高城川水系高城川等（計10河川）においても、法第3条第9項の規定に基づき、特定都市河川の指定に向けた流域の自治体への意見聴取の手続が宮城県知事から開始されております。

(添付資料)

別紙1 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

別紙2 鳴瀬川水系吉田川等の概要

別紙3 （宮城県発表資料）高城川水系高城川等の特定都市河川指定に向けて流域の自治体等への意見聴取を実施します

問合せ先：

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐
係長
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8455

野口 晓浩（内線 35-564）
泉 あかり（内線 35-538）

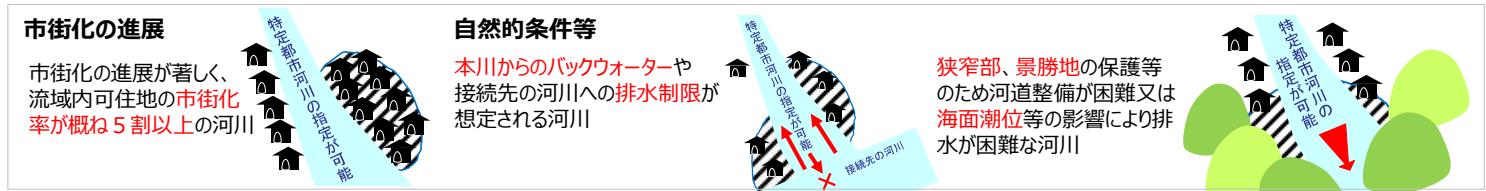
○下水道に関すること

水管理・国土保全局 下水道部 流域管理官付 課長補佐 橋本 翼（内線 34-323）
係長 丸山 達也（内線 34-314）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8432

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している 例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

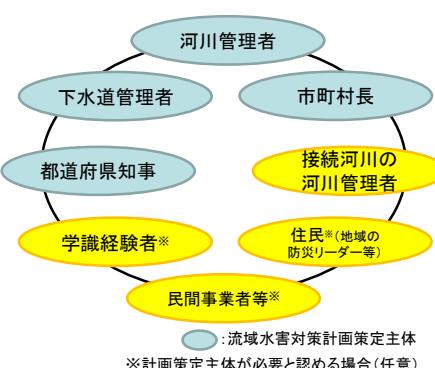
特定都市河川の指定対象



流域治水の計画・体制の強化



【流域水害対策協議会の構成イメージ】



(協議会設置)
国土交通大臣指定河川: 設置必須
都道府県知事指定河川: 設置任意

(構成員)
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

△ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30m^3$ (条例で0.1- $30m^3$ の間で基準緩和が可能)

- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**することで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の**安全性を事前許可制**とする



浸水被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**



雨水浸透阻害行為の許可

田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による $1,000m^3$ 以上以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**

※住宅地整備・住居の移転等の費用の約94%が国負担（地財措置含む）

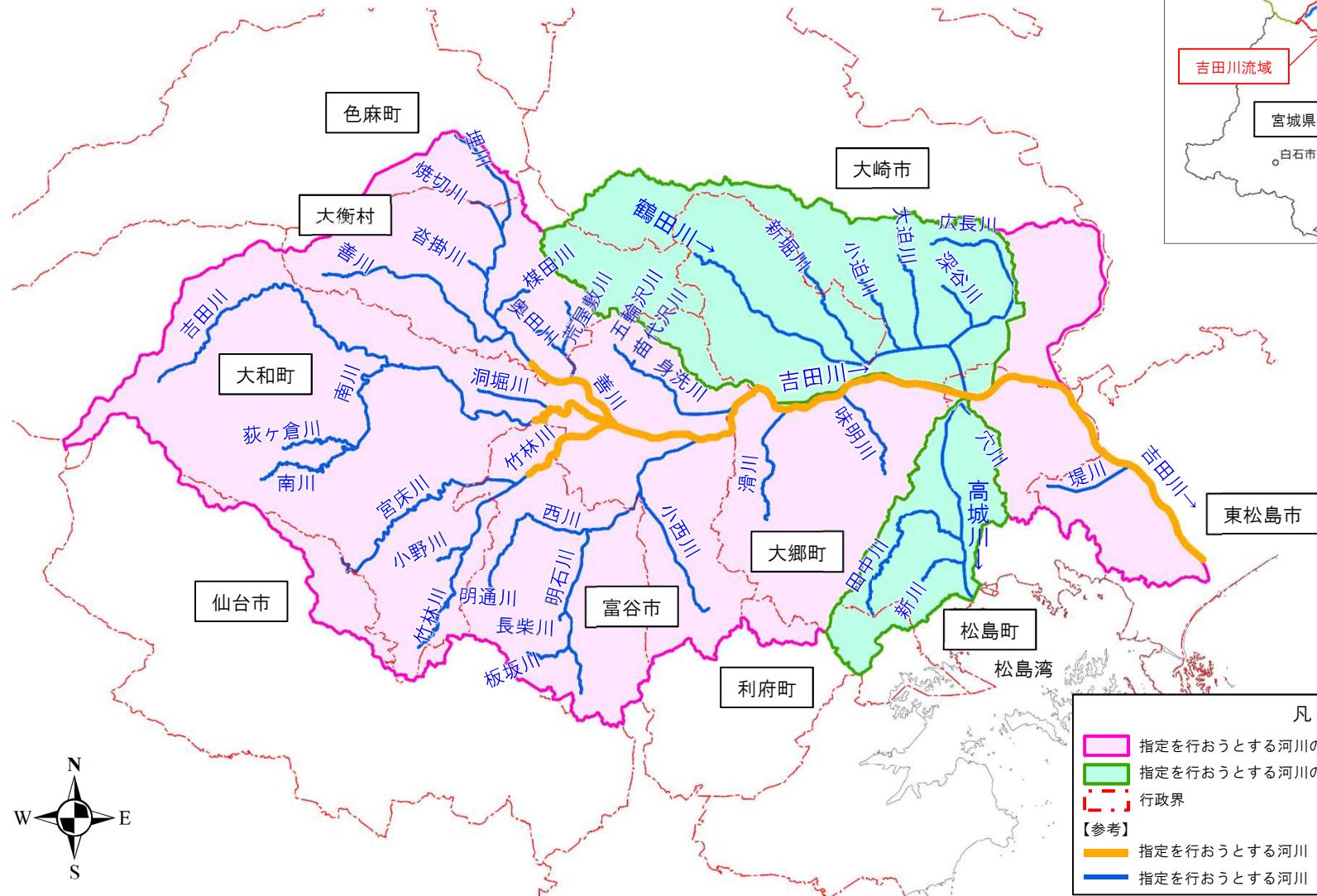
鳴瀬川水系吉田川等の概要(1/3)

別紙2

河川区間: 鳴瀬川水系吉田川等の計26河川

流域面積: 約350km²

(東松島市、大崎市、富谷市、仙台市、松島町、利府町、大和町、大郷町、大和町、色麻町、大衡村)



位置図



凡例

- 指定を行おうとする河川の流域 (吉田川: 国土交通大臣指定)
- 指定を行おうとする河川の流域 (高城川: 宮城県知事指定)
- 行政界
- 【参考】
 - 指定を行おうとする河川 (国管理)
 - 指定を行おうとする河川 (県管理)

鳴瀬川水系吉田川等の概要(2/3)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
よしだがわ 吉田川	赤崩沢の合流点	鳴瀬川への合流点
つつみがわ 堤川	左岸：東松島市上下堤字北42番地先 右岸：東松島市上下堤字桜坪41番地先	吉田川への合流点
みあけがわ 味明川	左岸：黒川郡大郷町不来内字湯殿下10番1地先 右岸：黒川郡大郷町不来内字泉田5番地先	吉田川への合流点
なめりがわ 滑川	左岸：黒川郡大郷町東成田字台17番地先 右岸：黒川郡大郷町東成田字清水1番2地先	吉田川への合流点
みあらいがわ 身洗川	左岸：黒川郡大和町落合松坂字直沢1番2地先 右岸：黒川郡大和町落合松坂字直沢1番4地先	吉田川への合流点
ごりんざわがわ 五輪沢川	黒川郡大和町落合松坂字直沢1番2	身洗川への合流点
なわしろざわがわ 苗代沢川	黒川郡大和町落合松坂字川合6番11	身洗川への合流点
にしかわ 西川	左岸：富谷市富谷大清水下64番1地先 右岸：富谷市富谷明坂1番地先	吉田川への合流点
こにしかわ 小西川	左岸：黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字鹿野前11番1地先 右岸：黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字関場74番地先	西川への合流点
あかしがわ 明石川	左岸：富谷市明石字西ノ入8番地先 右岸：富谷市明石下折元42番1地先	西川への合流点
ながしばがわ 長柴川	左岸：富谷市成田六丁目1番1地先 右岸：富谷市成田三丁目35番地先	明石川への合流点
いたさかがわ 板坂川	左岸：富谷市成田九丁目27番地先 右岸：富谷市成田九丁目26番地先	明石川への合流点
ぜんかわ 善川	牛野沢の合流点	吉田川への合流点

鳴瀬川水系吉田川等の概要(3/3)

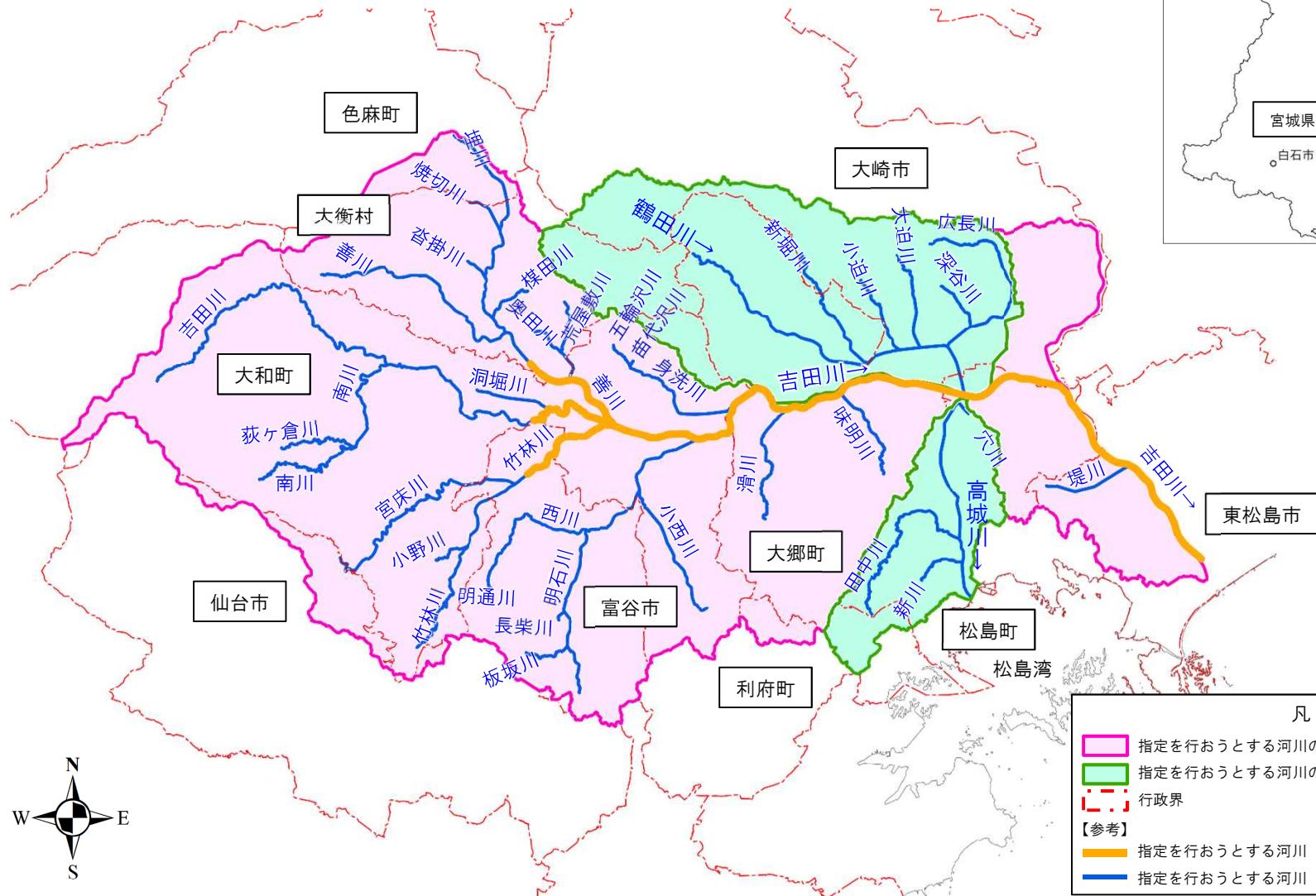
表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
おくだがわ 奥田川	黒川郡大衡村中央平9番地先	善川への合流点
あらやしきがわ 荒屋敷川	黒川郡大衡村松の平三丁目1番33地先	奥田川への合流点
うもれがわ 埋川	左岸：加美郡色麻町大字新原107番1地先 右岸：加美郡色麻町大字新原7番地先	善川への合流点
くずかけがわ 沓掛川	左岸：黒川郡大衡村大瓜字沓掛51番1地先 右岸：黒川郡大衡村大瓜字沓掛48番2地先	埋川への合流点
やつきりがわ 焼切川	黒川郡大衡村大瓜字焼切65番地先の焼切橋	埋川への合流点
うるしだがわ 模田川	黒川郡大衡村大衡字大日向18番2地先	埋川への合流点
たけばやしがわ 竹林川	板屋沢の合流点	吉田川への合流点
みやとこがわ 宮床川	左岸：黒川郡大和町宮床字佐手山172番2地先 右岸：仙台市泉区朴沢字宮床山1番地先	竹林川への合流点
おのかわ 小野川	中沢の合流点	竹林川への合流点
あけどうりがわ 明通川	左岸：黒川郡大和町小野字一ノ渡戸10番1地先 右岸：黒川郡大和町小野字蛇石山6番2地先	竹林川への合流点
どうぼりがわ 洞堀川	左岸：黒川郡大和町吉岡字熊野中1番地先 右岸：黒川郡大和町吉岡字熊野中8番地先	吉田川への合流点
みなみかわ 南川	左岸：黒川郡大和町宮床字高山18番47地先 右岸：黒川郡大和町宮床字高山36番地先	吉田川への合流点
おぎがくらがわ 荻ヶ倉川	黒川郡大和町吉田字旦ノ原17番1地先の町道橋下流端	南川への合流点

高城川水系高城川等の概要(1／2)

河川区間: 高城川水系高城川等の計10河川
流域面積: 約120km²

(大崎市の一部、松島町の一部、利府町の一部、大郷町の一部、
大和町の一部、大衡村の一部)



高城川水系高城川等の概要(2/2)

表 指定を行おうとする河川の区間

河川名	対象区間	
	上流端	下流端
たかぎがわ 高城川	宮城郡松島町幡谷字蝦穴・吉田川伏越吐口	松島湾
しんかわ 新川	宮城郡松島町高城字石田沢一21番の5地先の砂防ダム下流端	高城川への合流点
たなかがわ 田中川	宮城郡松島町櫻渡戸字大貝口1番1地先の用水堰下流端	高城川への合流点
あなかわ 穴川	左岸：宮城郡松島町幡谷字蝦穴63番50地先 右岸：宮城郡松島町幡谷字蝦穴63番1地先	左岸：宮城郡松島町幡谷字富田109番3地先 右岸：宮城郡松島町幡谷字品井沼1番35地先
つるたがわ 鶴田川	黒川郡大郷町大松沢・大森川合流点	宮城郡松島町幡谷字蝦穴・吉田川伏越吐口
ひろなががわ 広長川	大崎市鹿島台広長字生袋青木下暗渠	鶴田川への合流点
ふかやがわ 深谷川	左岸：大崎市鹿島台深谷字深谷沢14番地先 右岸：大崎市鹿島台深谷字鈴ヶ沢7番地先	広長川への合流点
おおばさまがわ 大迫川	大崎市鹿島台大迫字貝抜沢 早坂橋	鶴田川への合流点
こばさまがわ 小迫川	大崎市鹿島台大迫字津花河原 大清水橋	鶴田川への合流点
しんぼりがわ 新堀川	左岸：大崎市鹿島台大迫字柘ノ木沢21番地先 右岸：大崎市鹿島台大迫字向山12番1地先	鶴田川への合流点

記者発表資料
令和5年5月26日
土木部河川課企画調査班
担当：小野寺、東海林
電話：022-211-3173
E-mail : kasen-ki@pref.miyagi.lg.jp

たかぎがわ たかぎかわ
**高城川水系高城川等の特定都市河川指定に向けて
流域の自治体等への意見聴取を実施します**

県では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、高城川水系高城川等の特定都市河川指定に向けた関係者※への事前意見聴取を実施します。

※高城川水系高城川等の流域をその区域に含む県内の6市町村の長、当該河川の流域に係る下水道管理者

- 県では、特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）に基づき、高城川水系高城川、鶴田川等を特定都市河川に指定し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を活用することなどによる「流域治水」の取組を進めていくこととしています。
- このたび、県から法第3条第9項の規定に基づき、二級河川高城川水系高城川等の計10河川の流域をその区域に含む大崎市及び松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者あてに特定都市河川の指定に向けた意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。
- なお、同日付で、高城川水系高城川等に隣接する鳴瀬川水系吉田川等（26河川）においても、法第3条第8項の規定に基づき、特定都市河川の指定に向けた流域の自治体への意見聴取の手続が国土交通大臣から開始されております。

(添付資料)

- 別紙1 法定的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践
- 別紙2 高城川水系高城川等の概要
- 別紙3 (国土交通省発表資料) 吉田川水系吉田川等の特定都市河川指定に向けて流域の自治体等への意見聴取を実施します。

特定都市河川浸水被害対策法の適用

再掲

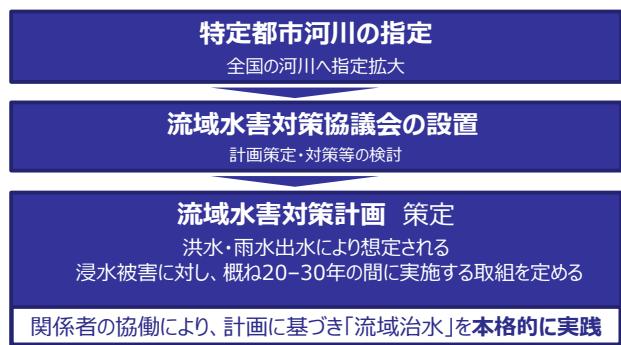
概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している 例) 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

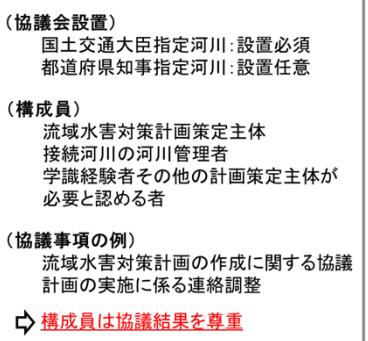
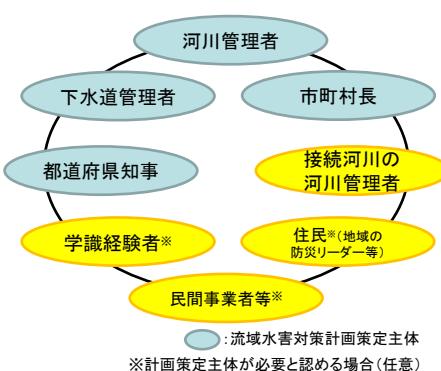
特定都市河川の指定対象



流域治水の計画・体制の強化



【流域水害対策協議会の構成イメージ】



流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- 対象：民間事業者等

- 規模要件： $\geq 30m^3$ (条例で0.1- $30m^3$ の間で基準緩和が可能)

- 国有財産の活用制度

国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水浸透阻害行為の許可

田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による1,000m³以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**(自己用住宅除)
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**することで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の**安全性を事前許可制とする**



浸水被害被防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

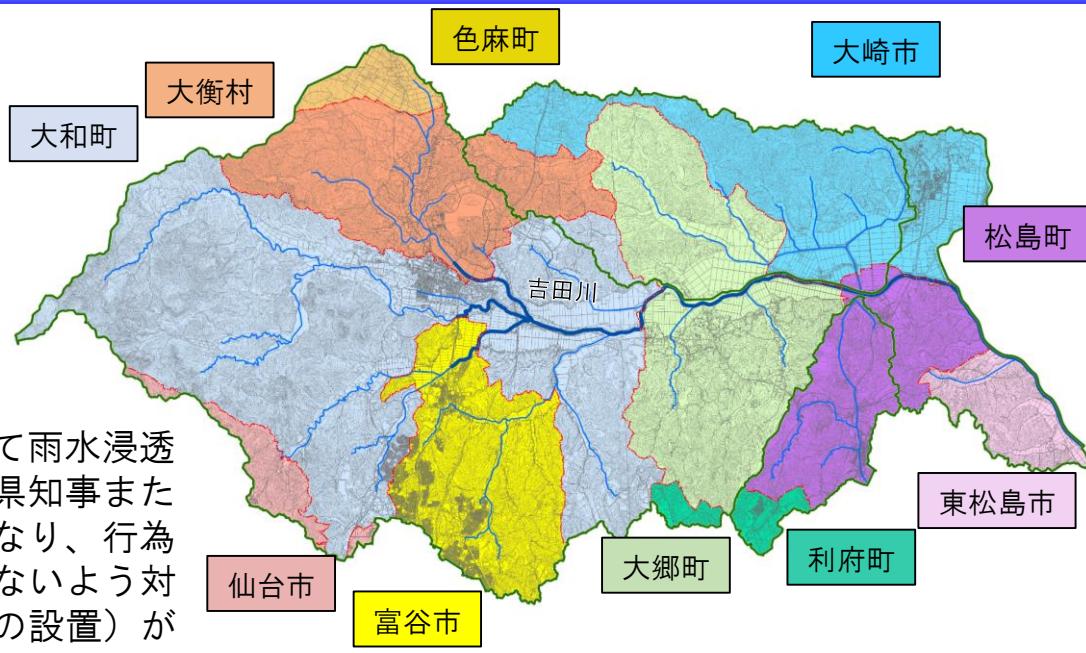


貯留機能を有する土地のイメージ

特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際には 流出抑制のための許可が必要となります

許可が必要な雨水浸透阻害行為とは、現在の土地に対し、地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為で、その面積が1,000m²以上のものが該当します。

特定都市河川流域において雨水浸透阻害行為を行う場合、宮城県知事または仙台市長の許可が必要となり、行為前の流出雨水量より増加しないよう対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が義務付けられます。

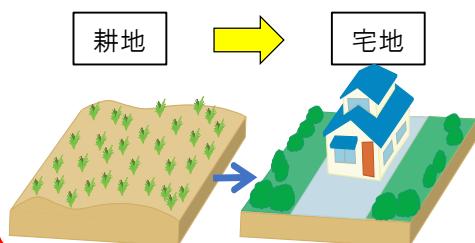


■吉田川および高城川特定都市河川流域図

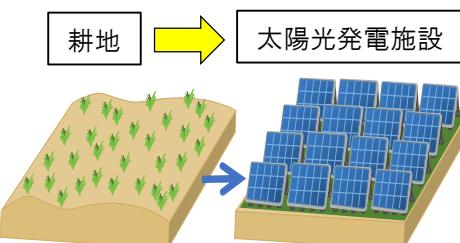
田畠や原野を、宅地や舗装された道路、資材置場、駐車場にする場合や、造成済みの土地などでも、利用方法の変更により対象となることがあります。

■対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例

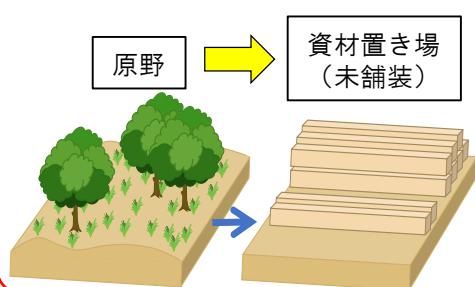
1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



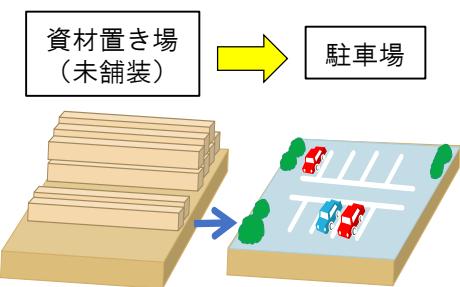
2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



3. ローラー等により土地を締め固める行為



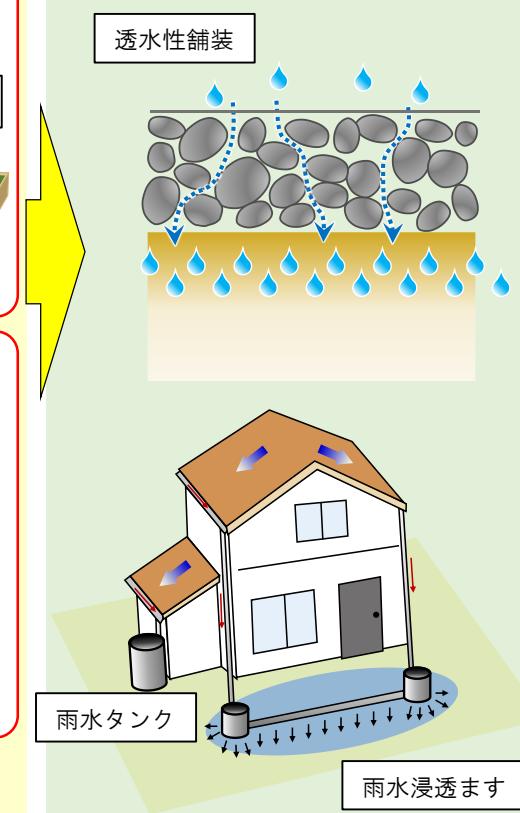
4. 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



「宅地等」に含まれる土地：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場
「宅地等以外の土地」：山地、林地、耕地、原野等（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

■対策工事の例

雨水を貯留・浸透させる対策が必要になります



雨水浸透阻害行為の許可申請の受付窓口（予定）

宮城県内（仙台市以外）：宮城県土木部河川課
仙台市内

TEL : 022-211-3173
TEL : 022-214-8836